

○自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する訓令

(昭和 40 年 12 月 28 日静岡県警察本部訓令第 12 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 運転免許試験等

第 1 節 通則(第 3 条・第 4 条)

第 2 節 適性試験(第 5 条―第 9 条)

第 3 節 学科試験(第 10 条―第 15 条)

第 4 節 技能試験(第 16 条―第 22 条)

第 5 節 免許試験の一部免除(第 23 条・第 24 条)

第 3 章 運転免許証の更新等

第 1 節 免許証等の更新(第 25 条・第 26 条)

第 2 節 運転経歴証明(第 27 条)

第 4 章 運転免許に係る相談等(第 28 条―第 30 条)

第 5 章 臨時適性検査等(第 31 条―第 33 条)

第 6 章 雑則(第 34 条・第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、
道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）、道路交通法施
行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）、自動車及び一般原動
機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和 40 年県公委規則第 6 号。以下「免許規
則」という。）及び運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程（平成 28 年県
公委規程第 9 号。以下「規程」という。）に基づき、運転免許に係る事務を適正に執
行するため、必要な事項を定めるものとする。

(課長の職責)

第 2 条 交通部運転免許課長（以下「課長」という。）は、この訓令の定めるところに
より、厳正に運転免許に係る事務を執行する責任を負うものとする。

第 2 章 運転免許試験等

第 1 節 通則

(出張試験の上申等)

第 3 条 署長は、出張試験を実施する必要があると認めるときは、日時、場所、免許の
種類、受験予定人員、出張試験を必要とする理由等を記載した書面により、課長に上
申するものとする。

- 2 課長は、前項の規定による上申その他の出張試験の上申があった場合において、必要があると認めるときは、出張試験を実施することができる。

(出張試験の実施報告)

第4条 出張試験を実施した技能試験官（免許規則第20条第1項に規定する技能試験官をいう。以下同じ。）又は学科試験官（課長から学科試験を実施するよう指定された者をいう。以下同じ。）は、その結果を出張試験実施結果報告書（様式第1号）により課長に報告するものとする。

第2節 適性試験

(適性試験の実施方法)

第5条 技能試験官又はあらかじめ運転免許センター管理官（以下「管理官」という。）が指定した職員（以下「試験官等」という。）は、適性試験の実施に当たっては、次条から第8条までに定める方法により受験ごとに実施するものとし、規則第23条に規定された合格基準に基づき合否を判定してその結果を受験票（免許規則第9条の運転免許受験票、運転免許受験票（兼運転免許申請書）（特定失効者用）又は運転免許受験票（兼運転免許申請書）（特定取消処分者用）をいう。以下同じ。）に記載するものとする。

(視力検査)

第6条 視力の検査は、万国式試視力表（以下「視力表」という。）により行うものとするが、これと精度が同等の視力検査機であれば使用して差し支えないものとする。この場合において、矯正視力の検査を必要とする者を検査するときは、眼鏡又はコンタクトレンズを使用させるものとする。

- 2 前項の検査を行う場合において、視力表を使用するときは、視力表と検査を受ける者（以下「被検者」という。）との距離は5メートル、視標上の照度はおおむね300ルクスから500ルクスまでの間とし、室内の照度はそれ以下とする。
- 3 視力の検査についての合否の判定は、一眼及び両眼の検査について、それぞれ5回のうち3回以上を正答した者を合格とする。
- 4 視野の検査は、視野計を用いて検査を行い、その結果を視野検査結果表（様式第2号）に記載し、これを受験票に添付するものとする。
- 5 色彩識別能力の検査は、視力表、視力検査機又は三原色の色紙を用い、赤色、青色及び黄色の識別の可否を検査するものとする。
- 6 深視力の検査は、三桿（かん）法による奥行知覚検査機により行うものとする。

(聴力検査)

第7条 聴力の検査は、屋外で被検者を後ろ向きに立たせた状態で、10メートルの距離で普通の自動車の警音器を10回鳴らし、その過半数聞こえた者を合格とする。ただし、通常の会話が聞こえる者については、屋外での検査を省略できるものとする。

- 2 前項本文の規定により検査を行った場合には、その結果を聴力検査実施表（様式第3号）に記載し、課長に報告するとともに、写しを受験票に添付するものとする。

（運動能力検査）

第8条 運動能力の検査は、被検者の身体を外部から観察し、四肢と手指の関節運動及び体幹の屈伸等の運動をさせて四肢又は体幹の障害の有無を確認した上で、合否の判定をするものとする。

- 2 身体に障害のある者に係る運動能力の検査は、試験官等が実施するものとし、その結果を運転適性検査（試験）の運動能力検査実施表（様式第4号）に記載し、課長に報告するとともに、写しを受験票に添付するものとする。

（合格発表）

第9条 適性試験の合否の結果は、当該試験を実施した試験官等が、その都度、口頭により発表するものとする。

第3節 学科試験

（試験問題の作成等）

第10条 課長は、学科試験の問題（以下「試験問題」という。）を作成し、警察共通基盤システムに登録しておくものとする。

- 2 課長は、前項の規定により作成した試験問題を試験問題送付書（様式第5号）によりあらかじめ管理官に送付するものとし、送付を受けた管理官は、試験問題受領書（様式第6号）を課長に送付するものとする。

- 3 管理官は、不要になった試験問題を返納するときは、試験問題返納書（様式第6号の2）により課長に送付するものとする。

- 4 タブレットを用いて学科試験を実施する場合には、前2項の規定は適用しないものとする。

（試験問題等の管理）

第11条 試験問題の管理責任者は、管理官とし、試験問題保管簿（様式第7号）により保管している部数を常に管理するものとする。

- 2 試験問題は、金庫等に施錠して保管するものとし、学科試験官が出し入れするものとする。

- 3 学科試験官は、試験問題の出し入れの都度、学科試験問題取扱簿（様式第8号）に必要事項を記載し、当日の試験業務終了後、管理官に報告するものとする。

- 4 学科試験に使用するタブレットの管理方法は、課長が別に定めるものとする。

（試験問題の指定）

第12条 課長は、毎月末までに翌月に実施する学科試験の試験問題を指定し、学科試験問題指定表（様式第9号）により管理官に対して通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた管理官は、当該指定表に基づき、学科試験を実施するものとする。

(学科試験室等の指定)

第13条 管理官は、受験者が受けようとする免許の種類、解答時間及び受験者数を考慮して、適当な学科試験室を指定するものとする。

- 2 管理官は、前項の規定により指定した学科試験室ごとに2人以上の学科試験官を指定するものとする。ただし、これにより難いと課長が認めるときは、この限りでない。

(学科試験の方法)

第14条 学科試験官は、学科試験の実施に当たっては、あらかじめ受験者の席次を指定し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学科試験答案用紙（様式第10号、様式第11号又は様式第12号）を使用する場合には、受験者が受けようとする免許の種類に応じた学科試験答案用紙を配布しておくものとする。
- (2) タブレットを使用する場合には、受験者が受けようとする免許の種類に応じた試験問題の設定を行い、配布しておくものとする。
- 2 学科試験の解答方法は、次の各号に定める方法とする。
 - (1) 学科試験答案用紙を使用する場合には、学科試験答案用紙の解答欄の正又は誤のいずれかを塗り潰すことによるものとする。
 - (2) タブレットを使用する場合には、タブレットのディスプレイ画面に表示された解答欄の正又は誤のいずれかを選択操作することによるものとする。
 - (3) 身体的な障害等により第1号又は第2号に規定する方法により解答することが困難な場合には、他の方法により解答させるものとする。この場合において、学科試験官は、速やかに、その旨を課長に報告するものとする。
- 3 学科試験官は、次の措置をとった上で、学科試験を開始するものとする。
 - (1) 受験者と受験票の写真を照合し本人であることを確認すること。
 - (2) 試験の注意事項及び方法を説明すること。
 - (3) 試験終了時刻を告げること。
 - (4) タブレットを使用する場合は、機器の使用上の留意事項を説明すること。
- 4 学科試験官は、学科試験を実施するに当たり、不正受験の防止に努めるとともに、不正を発見したときは、必要な措置を講じるものとする。
- 5 学科試験官は、学科試験の終了時刻に至ったときは、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 学科試験答案用紙を使用した場合には、試験問題及び学科試験答案用紙を回収し部数等を確認した上で、受験者を退出させるものとする。
 - (2) タブレットを使用した場合には、受験者が使用した全てのタブレットの状態を確認した上で、試験結果の承認を行うものとする。

- 6 学科試験答案用紙を使用した学科試験の採点は、自動採点機による場合のほかは、2人以上の学科試験官が重複して採点するものとする。

(合格発表)

第15条 学科試験を実施した学科試験官は、当該試験の可否の判定結果を管理官（不在の場合については、課長補佐。以下この条において同じ。）に報告した上で、当該試験に合格した者の受験番号を電光式発表盤に表示し、又はその者の受験番号及び氏名を口頭で呼称することにより発表するものとする。ただし、タブレットを使用した場合には、当該発表はタブレットのディスプレイ画面に表示することにより行い、管理官への報告は受験者への発表の後、速やかに実施するものとする。

第4節 技能試験

(技能試験車等の管理)

第16条 規則第24条第11項の規定により公安委員会が指定し、又は提供する自動車（以下「技能試験車」という。）の管理責任者は、管理官とし、技能試験車の管理に関して責任を負うものとする。

- 2 管理官は、技能試験車ごとに技能試験車指定台帳（免許規則様式第12号）を作成し、これにより当該自動車の稼働状況を明らかにしておくものとする。また、技能試験車両持込許可証（規程様式第2号。以下「許可証」という。）に係る自動車（以下「持込車両」という。）については、技能試験持込車両管理簿（様式第13号）により管理するものとする。

- 3 管理官は、技能試験車ごとに当該自動車を管理する担当者1人を指定するものとする。

- 4 技能試験車の管理については、車両の管理に関する訓令（平成12年県本部訓令第18号）第4条第2項から第4項まで、第7条第2項及び第3項、第9条から第11条まで並びに第14条の規定を準用する。

(技能試験車の使用)

第17条 技能試験車を使用した者は、車両の管理に関する訓令第4条第4項に規定する運転記録簿に、その都度使用状況を記載し、これにより管理官に報告するものとする。

- 2 管理官は、試験業務以外の目的で技能試験車を使用するときは、事前に課長の許可を得なければならない。

(技能試験コースの管理)

第18条 管理官は、運転免許センターにおいて行う免許試験等の種類ごとに、技能試験コース（以下「試験コース」という。）を定めるものとする。

- 2 前項の規定により試験コースを定めたときは、当該コースごとに試験コース台帳（様式第14号）を作成し、これにより課長に報告するものとする。

3 試験コースの管理責任者は、管理官とし、試験コースの管理に関して責任を負うものとする。

4 管理官は、試験業務以外の目的で試験コースを使用するときは、事前に課長の許可を得なければならない。

(技能試験車等の指定)

第 19 条 管理官は、技能試験を行う免許の種類ごとに、その都度、技能試験車、試験コース及び技能試験官を指定するものとする。ただし、許可証の交付を受けた者が技能試験において持込車両の使用を希望するときは、当該許可証を確認の上、当該持込車両を技能試験車として指定するものとする。

(技能試験)

第 20 条 技能試験官は、前条の規定により指定された技能試験車及び試験コースに基づき、技能試験を実施するものとする。この場合において、前条ただし書の規定により持込車両が技能試験車として指定されているときは、技能試験を実施する前に当該持込車両を点検するものとする。

(技能試験中の事故報告)

第 21 条 管理官は、技能試験中に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに、技能試験実施中の事故発生報告書（様式第 15 号）により課長に報告しなければならない。

(合格発表)

第 22 条 技能試験を実施した技能試験官は、当該試験の可否の判定結果を管理官（不在の場合にあっては、課長補佐）に報告した上で、当該試験に合格した者の受験番号を電光式発表盤に表示し、又はその者の受験番号及び氏名を口頭で呼称することにより発表するものとする。

第 5 節 免許試験の一部免除

(特定失効者及び特定取消処分者)

第 23 条 課長は、法第 101 条第 1 項の規定による免許証等の有効期間の更新を受けなかった者から運転免許受験票（兼運転免許申請書）（特定失効者用）（免許規則様式第 3 号の 2）その他関係書類の提出を受けたときは、更新を受けなかった免許証又は免許情報記録個人番号カード（法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示させるとともに更新を受けることができなかった理由等を聴取し、特定失効者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）であると確認できた者について受け付けるものとする。

2 課長は、法第 103 条第 1 項又は第 4 項に規定する運転免許の取消処分を受けた者から運転免許受験票（兼運転免許申請書）（特定取消処分者用）（免許規則様式第 3 号の 3）その他関係書類の提出を受けたときは、特定取消処分者（法第 97 条の 2 第 1 項

第 5 号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。) であると確認できた者について受け付けるものとする。

- 3 特定失効者及び特定取消処分者に係る運転免許試験は、運転免許センターにおいて行うものとする。

(外国等の行政庁等の免許所持者)

第 24 条 外国等の行政庁等の免許を有する者からの法第 97 条の 2 第 3 項の規定による免除に係る申請は、運転免許センターで受け付けるものとする。この場合において、課長は、当該者が令第 34 条の 4 第 2 項に規定する者であることを確認するものとする。

- 2 課長は、前項の申請があったときは、規則第 18 条第 1 項第 6 号に定める書類その他の必要書類を提出させ、免許規則第 17 条第 5 項の知識の確認及び免許規則第 22 条第 1 項に規定する実技の確認をするものとする。

第 3 章 運転免許証の更新等

第 1 節 免許証等の更新

(免許証への記載等)

第 25 条 課長及び署長(以下「課長等」という。)は、免許規則第 36 条の規定による指導を行うときは、当該指導に係る免許証の裏面又は免許情報記録個人番号カードに更新手続中であることを記載し、又は記録すること。ただし、当該免許証の有効期間の末日に当該指導を行うときは、当該免許証の裏面に静岡県公安委員会公印規則(昭和 62 年県公委規則第 4 号。以下「公印規則」という。)に規定する第 13 号印を押印するものとする。

(更新手続の終了)

第 26 条 課長等は、前条の規定による記載、記録又は押印を受けた免許証又は免許情報記録個人番号カードの所持者が法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する講習を受けたときは、その者の免許証の裏面に公印規則に規定する第 14 号印を押印し、又はその者の免許情報記録個人番号カードに当該講習を受講済みである旨を記録するものとする。

第 2 節 運転経歴証明書

(運転経歴証明書の作成及び交付)

第 27 条 署長は、免許規則第 46 条第 1 項の規定により運転経歴証明書交付等申請書を受理した場合において運転経歴証明書が作成できないときは、課長に作成を依頼し、課長から送付された運転経歴証明書を申請者に交付するものとする。

(運転免許証の返納の受理)

第 4 章 運転免許に係る相談等

(安全運転相談)

第 28 条 安全運転相談は、巡査部長以上の警察官若しくはこれと同等の職格にある警察行政職員の中から、あらかじめ課長（署にあっては署長）が指定した者又は別に定める安全運転相談員（以下これらを「相談員」という。）が受理するものとする。

2 相談員は、安全運転相談を受理した場合において、当該安全運転相談が次に掲げる者からの運転免許の取得、更新又は継続に係る相談であるときは、安全運転相談受理票（様式第 16 号）を作成し、課長（署にあっては、署長を経由）に報告するものとする。

(1) 病気にかかっている者、かかっているおそれのある者又はかかったことのある者

(2) 身体に障害を有する者

3 課長は、前項に規定する相談の相談者（同項第 1 号に掲げる者に限る。）から安全運転相談終了書（様式第 17 号）の交付の求めがあったとき、又は安全運転相談終了書を交付することが適当と認めるときは、当該相談者にこれを交付するものとする。（聴力又は運動能力の検査）

第 29 条 課長等は、安全運転相談を受理した場合において、当該安全運転相談の相談者が、身体の障害により安全な運転ができないおそれがあると認めるときは、その障害の種類に応じ、聴力又は運動能力の検査（以下「聴力等検査」という。）を実施するものとする。

2 聴力等検査は、次に掲げる検査の区分に応じ、次に定める場所で行うものとする。

(1) 聴力検査 運転免許センター又は署（署にあっては、運転免許の更新又は継続に必要な聴力があるかどうかを確認するために行う聴力検査に限る。）

(2) 運動能力検査 運転免許センター

3 聴力等検査は、運転免許センターで行う場合にあっては試験官等が、署で行う場合にあっては交通（地域交通）課の職員が行うものとする。この場合において、当該試験官等又は当該職員は、聴力検査実施表又は運転適性検査（試験）の運動能力検査実施表により、聴力等検査の結果を課長（署にあっては、署長を経由）に報告するものとする。

4 課長は、聴力等検査を受けた者から身体適性検査結果通知書（様式第 18 号）の交付の求めがあったとき、又は身体適性検査結果通知書を交付することが適当と認めるときは、当該者にこれを交付するものとする。

5 課長は、前項の規定による交付を郵送により行ったときは、当該交付に係る者の聴力検査実施表又は運転適性検査（試験）の運動能力検査実施表に、当該郵送の日を記載するものとする。

（質問票の記載内容に係る個別聴取）

第 30 条 質問票（規則別記様式第 12 の 2）の「はい」に記載があるときは、相談員が個別に聴取し、安全運転相談受理票により課長（署にあっては、署長を経由）に報告するものとする。

第 5 章 臨時適性検査等

（臨時適性検査又は診断書提出命令の上申）

第 31 条 職員は、法第 102 条第 4 項若しくは第 5 項若しくは第 107 条の 4 第 1 項の規定により臨時に行う適性検査（以下「臨時適性検査」という。）又は法第 102 条第 4 項の規定による医師の診断書の提出命令（以下「診断書提出命令」という。）を必要とすると思われる者（以下「検査等対象者」という。）を認知したときは、速やかに所属長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた所属長は、臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）が必要であると認めるときは、臨時適性検査等上申書（様式第 19 号）により、速やかに課長に上申するものとする。

3 前項の規定による上申をした所属長は、自らが当該上申に係る検査等対象者の住所地を管轄する署長でないときは、当該署長に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

（臨時適性検査の受検申請）

第 32 条 所属長は、免許を受けている者から臨時適性検査を受けたい旨の申出があったとき、又は違反行為をし、若しくは交通事故を起こした者が臨時適性検査を受けたい旨の申出をしたときは、臨時適性検査受検申請書（臨時適正検査等に関する規程（平成 14 年県公委規程第 4 号）様式第 1 号）を提出させるものとする。この場合において、課長以外の所属長が当該申請書の提出を受けたときは、当該申請書を課長に送付するものとする。

（臨時適性検査等の実施）

第 33 条 課長は、第 31 条第 2 項の規定による上申（法第 102 条第 4 項の規定に係るものに限る。）があったときは、臨時適性検査等を行う必要があるか否かを検討し、必要があると認めるときは、臨時適性検査又は診断書提出命令のいずれを行うかを決定し、これを行うものとする。

2 課長は、第 31 条第 2 項の規定による上申（法第 102 条第 5 項又は第 107 条の 4 第 1 項の規定に係るものに限る。）又は前条の規定による臨時適性検査受検申請書の送付があったときは、臨時適性検査を行う必要があるか否かを検討し、必要があると認めるときは、これを行うものとする。

3 臨時適性検査等の実施等については、臨時適性検査等に関する規程に定めるところによるものとする。

第 6 章 雑則

（受験の制限）

第 34 条 交通部運転免許課の職員が新たに運転免許を受けようとするときは、運転免許取得申請書（様式第 20 号）により課長の承認を得なければならない。

（課長への委任）

第 35 条 この訓令の事務取扱いに関する細目的事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 40 年 12 月 28 日から施行し、昭和 40 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 自動車及び原動機付自転車の運転免許試験等に関する訓令（昭和 36 年静岡県警察本部訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則(昭和 41 年 4 月 1 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 4 月 1 日県本部訓令第 10 号)

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過規定）
- 2 この訓令施行の際現に道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の一部を改正する総理府令（昭和 41 年総理府令第 51 号）附則第 2 項に規定する日までに交付を受けた免許証の免許の条件解除等の処理については、第 28 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(昭和 42 年 10 月 18 日県本部訓令第 26 号)

この訓令は、昭和 42 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 12 月 10 日県本部訓令第 28 号)

この訓令は、昭和 43 年 12 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 16 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 46 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 30 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 26 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日県本部訓令第 6 号)
この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 9 月 11 日県本部訓令第 18 号)
この訓令は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 12 日県本部訓令第 4 号)
この訓令は、昭和 52 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 22 日県本部訓令第 13 号)
この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 5 月 23 日県本部訓令第 15 号)
この訓令は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 12 月 25 日県本部訓令第 18 号)
この訓令は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日県本部訓令第 7 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 28 日県本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 2 月 2 日県本部訓令第 4 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 25 日県本部訓令第 14 号)
この訓令は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日県本部訓令第 16 号)
この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日県本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 1 月 12 日県本部訓令第 2 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 31 日県本部訓令第 19 号)
この訓令は、平成 14 年 7 月 31 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日県本部訓令第 3 号)
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日県本部訓令第 27 号)
この訓令は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 10 日県本部訓令第 46 号)
この訓令は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日県本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 5 日県本部訓令第 2 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 30 日県本部訓令第 13 号)
この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 29 日県本部訓令第 25 号)
この訓令は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 10 日県本部訓令第 4 号)
この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 10 日県本部訓令第 8 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日県本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日県本部訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和元年 11 月 29 日県本部訓令第 10 号)

この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 22 日県本部訓令第 15 号)

- 1 この訓令は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する訓令（以下「改正前の訓令」という。）第 29 条第 2 項の規定により交付されている身体適性検査結果通知書にあっては改正後の自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）第 30 条第 4 項の規定により交付された身体適性検査結果通知書と、改正前の訓令第 30 条第 2 項の規定により交付されている運転適性相談終了書にあっては改正後の訓令第 29 条第 3 項の規定により交付された安全運転相談終了書とみなす。

附 則(令和 4 年 5 月 11 日県本部訓令第 25 号)

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 20 日県本部訓令第 37 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 29 日県本部訓令第 38 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 24 日県本部訓令第 33 号)

この訓令は、令和 7 年 1 月 5 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 21 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。